

V. 申込用紙の郵送による申込方法

1. 申込提出書類

申込提出書類(申込用紙1・2)に必要事項を記入し、送付状に記載の商工会議所・商工会に提出してください。

■申込用紙1

「令和8年度 再商品化委託契約申込書」

※契約款の部分はミシン目にて切り離し、貴社(組合)で保管してください。

■申込用紙2

「令和8年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙」

※申込用紙1と申込用紙2の両方を提出してください。

※ 注意事項

申込みを行った後、申込内容に変更が生じた場合には、「令和8年度 申込・契約訂正等申請書」に変更・訂正内容を記入し、必要書類を添えて、当協会まで郵送してください。

一定基準以下の小規模事業者は法の適用を除外されます。

その場合には、「令和8年度 非申込FAX返信票」に必要事項を記入し、当協会にFAXにて返送してください。

2. 申込用紙2について

申込用紙2は、「どの容器包装について申込むか(ガラスびん(3色)、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装)」及び「容器包装を利用しているか、又は製造等しているか」の区分ごとに、12種類に分かれています。下記を参考に、貴社(組合)が該当する用紙のみを選んでご記入、ご提出ください。

■該当する用紙を選択する

●容器包装を「利用する」「製造等する」とは何か

容器包装を「利用する」とは・・・	容器を「製造等する」とは・・・
1)販売する商品を特定容器に入れること 2)販売する商品を特定包装に包むこと 3)販売する商品で、特定容器に入れられたもの 又は特定包装で包まれたものを輸入すること 4)上記1)～3)を他者に委託すること ※商品の輸入業者は、「利用」「製造等」両方の用紙にご記入 いただく必要があります。	1)特定容器を製造すること 2)特定容器を輸入すること 3)販売する商品で、特定容器に入れられたものを輸入 すること 4)上記1)、2)を他者に委託すること ※なお、「特定包装」の「製造等」については、法の対象になら ず、申込みは不要です。

■算定方式の決定(「自主算定方式」又は「簡易算定方式」)

申込用紙2には、上段に「自主算定方式」、下段に「簡易算定方式」の2種類の記入欄が設けられています。下記を参考のうえ、各容器包装区分(素材)、用途ごとにいずれかの方法で算定、ご記入ください。

●「自主算定方式」「簡易算定方式」のいずれを用いて算定を行うかについて

前年度において利用又は製造等した容器包装の量のうち、下記の量を把握できる場合、または下記の量がない場合には、「自主算定方式」により算定を行います。(なお、下記の量がない場合は、「0」として計算します。)

事業活動により費消された商品に用いられた量

事業者への販売商品に用いられた容器包装など、不要となった際に家庭からは排出されず、事業者がエンドユーザーである商品に付された容器包装の量です。

例1.レストランの店内で使用されるソースのポリ袋の量

例2.病院や事業系ごみとして処分される薬品容器の量

例3.メーカーや小売店で廃棄される商品流通用梱包材の量

事業活動により費消された商品に用いられた量が把握できない場合は、「簡易算定方式」により算定します。

●用途ごとに異なる算定方式を用いることについて

同一事業者が同一の特定分類基準適合物(素材)の容器包装について2つ以上の用途にまたがって該当する場合は、用途ごとに「自主算定方式」または「簡易算定方式」のいずれかにて申請することができます。

ただし、一つの用途の中で「自主算定方式」と「簡易算定方式」を混合して用いることはできませんので、いずれか一方の方式にて申請してください。

例. 同一事業者が、「プラスチック製容器」を「食料品」「医薬品」の2つの用途に利用している場合、「食料品」を「自主算定方式」、「医薬品」を「簡易算定方式」で算定することは可能です。ただし、「食料品A」を「自主算定方式」、「食料品B」を「簡易算定方式」で算定することはできません。

各申込用紙の記入例 ➔ 次ページの申込用紙の記入例を参考に、ご記入ください。

申込用紙 1 の記入例

下記に申込用紙1、裏面に申込用紙2の記入例（プラスチック製容器包装（利用事業者）のケース）を掲載しましたので、参考のうえご記入ください。

■ 特定事業者名

社名変更している場合は訂正申請書・登記簿が必要となります。(※過去に一度でも申込みされている方のみ)詳細は「令和8年度 申込・契約訂正等申請書」をご参照ください。

※カナ欄は、法人格を示す名称(カブシキガイシャ、等)を省略せずにご記入ください。

■ 特定事業者所在地

所在地(法人・組合等は、登記簿上の所在地又は主たる事業所の所在地、個人事業者は主たる事業所の所在地)をご記入ください。郵便番号並びに都道府県名も必ずご記入ください。

所属团体

所属団体がある場合にはその名称をご記入ください

■ ピーク時の従業員数

再商品化義務量算定基準決算年月期間中において使用したピーク時の従業員数を人単位でご記入ください。

常時使用する従業員とは、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約上、常雇である旨が積極的ないし消極的に示されている者(パート・アルバイトも含めます)をいいます。

なお、次に掲げる者は常時使用する従業員ではありません。

- (1)事業主又は法人の役員
 - (2)臨時従業員
 - ア. 日々雇い入れられる者(ただし、1か月を超えて引き続き雇い入れられる場合を除く)
 - イ. 2か月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ウ. 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - エ. 試みの使用期間の者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く)

■ 請求書送付先

書類送付先とは別に、請求書送付先を指定したい場合は、送付先情報をご記入ください。

なお、記入される場合は、必ず「住所」「法人名」「担当者」の3点すべてをご記入ください。

※送付状に記載の「特定事業者コード」を
必ず転記してください。

「特定事業者名」の記入にあたっては、法人格を示す名称（「株式会社」「有限会社」等）を省略せずに必ず記入してください。なお、個人で経営されている場合は、個人名（経営者名）をご記入ください。

※代表者印を必ず押印してください。

■ 全事業の売上高

すべての事業の年間売上高総額(消費税込み)を
千円単位でご記入ください。

■ 主たる業種

以下の区分に従い、貴社が属する業種の番号を選択し、ご記入願います。

- ①食料品製造業
 - ②清涼飲料・茶・コーヒー製造業
 - ③酒類製造業
 - ④油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
 - ⑤医薬品製造業
 - ⑥化粧品・歯磨・その他の化粧品用調製品製造業
 - ⑦農林・漁業
 - ⑧その他の製造業等(建設業、運輸・通信業、不動産業等含む)

 - ⑨酒類卸売・小売業
 - ⑩医薬品卸売・小売業
 - ⑪食料品卸売・小売業
 - ⑫苗・種子卸売・小売業、花・植木卸売・小売業
 - ⑬その他の卸売・小売業
 - ⑭サービス業
 - ⑮⑨～⑯以外のその他の業種

主たる業種の記入方法について

官公庁や民間企業によるアンケート調査等における
答えになる際、通常ご記入されている業種の番号
をご記入ください。なお、貴社における事業内容
が複数の業種に該当する場合、売上高の最も多い
業種をお選びください。また、貴社がどの業種
に該当するか不明な場合、以下の事例を参考に
ご記入ください。

〈参考事例〉

- ・組合(農業組合、森林組合、漁業協同組合)⇒⑦
 - ・組合(生活協同組合)⇒⑪
 - ・組合(その他)⇒⑯
 - ・鉄道業、ガス・電気・水道業⇒⑧
 - ・公社、公益財団・社団法人、一般財団・社団法人等⇒⑧
 - ・製氷店舗⇒⑧
 - ・包装材製造関連⇒⑧
 - (※製造する包装材の用途に関わらず⑧を選択してください)
 - ・持ち帰り弁当店舗、ピザ宅配店舗⇒⑪
 - ・飲食店・外食産業⇒⑯
 - ・情報サービス・調査業⇒⑭
 - ・宿泊施設⇒⑭
 - ・新聞販売所⇒⑬

申込用紙2の記入例

下記の申込用紙2の記入例（プラスチック製容器包装（利用事業者）のケース）を参考に、申込用紙2をご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの特定事業者コードを、左詰めにて
ご記入ください。

0の場合は、「0」とご記入ください。

申込用紙1に記入したとおりの事業者名をご記入ください。なお、法人格を示す名称(株式会社、等)は省略せずにご記入ください。

用途とは

再商品化義務量は「用途」ごとに算出しますが、その「用途」は、その容器包装がどんな用途（業種）に用いられるか、中身商品や用いられる場所により判断します。

『用途の例』を申込用紙2の表紙の裏面に記載していますので、ご覧ください。

算出方法

前事業年度において、当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の算出方法

$$\textcircled{1} = A \times B \div 1,000 \text{ (小数点第1位を四捨五入)}$$

①: 当該用途に利用又は製造等した特定容器包装の量(kg)

A: 特定容器包装の1個当たりの重量(g)※

B: 当該特定容器包装を用いた商品の販売個数(国外へ輸出される商品の個数を除く)

※ 特定容器包装の1個あたりの重量について

特定容器包装の1個当たりの重量については、複数の特定容器包装の重量を実測（おむね10個以上）し、その平均値をグラム単位（小数点第1位を四捨五入する）で求めたものを用います。ただし、整数1桁以下の場合は、有効数字2桁（3桁目を四捨五入する）の重量とします。

具体例

自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の具体例

- ◎ スーパーマーケット・生協等が自ら店頭回収した
プラスチックトレイ
- ◎ 清涼飲料メーカーが販売店に委託して回収した
ガラスびんなど

「事業活動により費消した特定容器包装」とは

P.9の＜算定方式の決定（「自主算定方式」又は「簡易算定方式」）＞の記載をご参照ください。

令和8年度 再商品化義務量および委託申込量算定用紙（申込用紙2）

プラスチック製容器包装

利用事業者用

（太線枠内に数字を入れ、「自主算定方式」または「簡易算定方式」により当協会への委託申込量及び実施委託料金を計算して下さい。なお、この用紙も提出して下さい。）

自主算定方式

特定事業者コード

特定事業者名

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ③	個々の特定事業者のプラスチック製容器包装の排出見込量(kg) ④=①-②-③	用途別再商品化義務量 自主算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.62546	(A)		
清涼飲料等	5,000	2,000	0	3,000	0.62217	(B)	1,867	
酒類					0.64387	(C)		
石鹼・塗料等					0.60529	(D)		
医薬品	3,000	0	2,050	950	0.64923	(E)	617	
化粧品等					0.61335	(F)		
小売					0.64996	(G)		
上記以外の用途					0.64906	(H)		
包装					0.45940	(I)		
↑ 注1)省令においては、各比率が「業種別」と表現されていますが、わかりやすく「用途」にあらためました。 （「主たる業種」ごとという意味ではありません。）						⑥=(A)～(I)の合計 再商品化委託申込量(kg)→ 2,484	⑦=再商品化実施委託単価 71.0円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て) 176,364

簡易算定方式

※「自主算定方式」により算定ができない場合（「事業活動により費消した特定容器包装の量」が把握できない場合）には、「簡易算定方式」による算定を行って下さい。「自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量」は個別事業者ごとに個別の実績に応じて差し引くことになりますので、用途別の平均の率を考慮するのは事業系分だけとなり、簡易算定係数は、自主算定係数×(100-事業系比率)（%）の算式によって算出されています。

用途	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量 小数点第1位を四捨五入(kg) ①	①のうち、自ら又は他者への委託により回収した特定容器包装の量 (回収量) 小数点第1位を四捨五入(kg) ②	[①-②]のうち、事業活動により費消した特定容器包装の量(kg) ③	前事業年度において販売した商品に用いた特定容器包装の量から回収量を控除した量(kg) ④=①-②	用途別再商品化義務量 簡易算定係数 ⑤	再商品化義務量 小数点第1位を四捨五入(kg) ④×⑤	再商品化実施委託単価(円/kg) (税抜)	再商品化実施委託料金(円) (税抜)
食料品					0.53164	(A)		
清涼飲料等					0.55995	(B)		
酒類					0.48290	(C)		
石鹼・塗料等					0.54476	(D)		
医薬品					0.32461	(E)		
化粧品等					0.52135	(F)		
小売					0.51997	(G)		
上記以外の用途					0.45434	(H)		
包装					0.29861	(I)		
↑ ※ 簡易算定方式の場合は、控除することができません。 （「主たる業種」ごとという意味ではありません。）						⑥=(A)～(I)の合計 再商品化委託申込量(kg)→ 2,484	⑦=再商品化実施委託単価 71.0円/kg	⑥×⑦=再商品化実施委託料金 (1円未満切り捨て) 176,364

簡易算定方式の場合は、控除することができません。

再商品化委託申込量⑥に、再商品化実施委託単価⑦を乗じて「再商品化実施委託料金」を算出し、円単位でご記入ください。(1円未満は切り捨て)